

○島根県警察の訓令並びに施策を示す例規通達及び通達の公表について

(平成18年9月14日島相談甲第538号県警察本部長例規通達)

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、このたび、別添のとおり「島根県警察訓令・通達公表基準」を制定し、島根県警察の訓令並びに施策を示す例規通達及び通達を積極的に公表することとしたので、効果の上がるよう努められたい。

別添

島根県警察訓令・通達公表基準

1 目的

警察行政の透明性を確保し、県民に対する説明責任を果たすため、島根県警察の訓令、例規通達及び通達（以下「訓令等」という。）について原則として公表することにより、県民の理解と協力の下に警察行政を円滑に運営することを目的とする。

2 公表する訓令等

島根県警察における文書の管理に関する訓令（平成13年島根県警察訓令第34号）第8条第1項に規定する訓令並びに例規通達及び通達のうち次に掲げるものを除いた施策を示すものを公表する。

- ア 島根県警察の内部管理に関するもの
- イ 専ら技術的・補足的事項を定めるもの
- ウ その他県民生活に影響を及ぼさないもの

3 公表範囲

公表する訓令等を公表する範囲は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条各号に掲げる非公開情報（(2)において「非公開情報」という。）を含まないものについては、その全文を公表する。
- (2) 非公開情報を含むものについては、その名称及び概要を公表する。ただし、当該訓令等の名称等に非公開情報が含まれるとき、及び非公開情報を明らかにしないで当該訓令等の概要を作成することができないときは、名称及び概要ともに公表しないものとする。
- (3) 公表する訓令等に当たらないものについても、県民の関心が高い事項を内容とするもの等については、この基準の目的に照らし、可能な限り幅広く公表するよう努めるものとする。

4 公表する時期及び期間

- (1) この基準の制定後に制定・施行された訓令等については、その制定・施行後、速やかに公表するものとする。ただし、制定・施行後、速やかに公表することが適当でない事情があるときは、当該事情がなくなった後、速やかに公表するものとする。
- (2) この基準の制定前に制定・施行され、かつ、現在もなお効力を有する訓令等については、この基準の制定後、順次公表するものとする。
- (3) 訓令等の公表期間は、当該訓令等が効力を有する期間とする。
- (4) 訓令等が廃止され、又はその効力を失うなど、公表することが適当でなくなったと認めるときは、速やかに公表を終え、又は中止するものとする。

## 5 公表手続等

- (1) 訓令等を所管する所属長（以下「所管所属長」という。）は、訓令等を制定又は改正したときは、訓令等公表協議書（様式第1号）に必要事項を記入の上、当該訓令等の電磁的記録を添えて警務部広報県民課長（以下「広報県民課長」という。）に提出し、公表の適否等について協議するものとする。
- (2) 広報県民課長は、(1)に規定する協議が終了し、公表、修正又は取消しが必要なときは、速やかに必要な手続を行うものとする。
- (3) 所管所属長は、公表している訓令等が廃止等により公表することが適当でなくなつたと認めたときは、訓令等公表取消依頼書（様式第2号）に必要事項を記載の上、広報県民課長に提出するものとする。
- (4) 広報県民課長は、(3)に規定する提出を受けたときは、速やかに公表の取消しに係る手続を行うものとする。

## 6 公表の方法

訓令等は、次の方法により公表するものとする。

- (1) 島根県警察インターネット・ホームページへの掲載
- (2) 島根県警察情報公開センターへの配架

様式 〔略〕